

藤枝市狩猟免許取得助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、鳥獣による農作物等被害に対し、農業者等が自ら有害鳥獣捕獲の担い手となり、被害軽減を図るため、新たに狩猟免許を取得した市民に対し、その取得にかかる経費の一部を助成するものとし、その助成に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「狩猟免許」とは、鳥獣の保護及び狩猟の適性化に関する法律（平成14年法律第88号）第39条第2項に規定するものをいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 新たに狩猟免許を取得した者

(助成金の額)

第4条 助成金は、狩猟免許取得に要する経費のうち、申請手数料とし、助成金の交付は、1人につき1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書兼請求書（第1号様式）に狩猟免状の写しを添えて、狩猟免許が交付された日から1年以内に市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金交付の可否の決定を行い、速やかに申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、助成金交付決定及び確定通知書（第2号様式）又は助成金不承認決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

(助成金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により交付決定及び確定したものに対し、速やかに助成金を指定する金融機関の口座へ振り込むものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段によって助成金を受けた者に対し、その返還を求めるものとする。

2 前項の規定により返還を求められた者は、速やかに市長に返還しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成25年9月1日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

2 この要綱の告示前に狩猟免許を取得した者で、藤枝市農業振興総合対策事業費補助金交付要綱（平成23年2月1日 藤枝市告示第24号）の鳥獣害防止特別対策事業補助金の申請をしていない者についても、助成の対象とすることができる。